

## スポーツ関係団体補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、市民の健康増進及び体力向上並びに、スポーツ・レクリエーション活動の普及推進を目的に組織された団体に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (補助対象)

第2条 補助の対象とする団体は、次のとおりとする。

- (1) 藤沢市体育協会
- (2) 藤沢市レクリエーション協会
- (3) 藤沢市スポーツ少年団本部
- (4) 藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会

2 補助の対象とする事業は、前条の目的で行う事業及びその他団体の運営に必要な事業とし、補助対象経費は当該事業に要する経費とする。なお、補助の額は、本市の当該年度予算を超えない範囲とする。

### (補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、スポーツ関係団体補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の事業着手前（4月1日に着手する場合は4月1日）に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 団体規約

2 市長は、当該申請者がやむを得ない理由により前項に規定する期限までに申請に係る書類を提出することが困難であると認めるときは、事業着手日以前に市長にスポーツ関係団体補助金事業事前着手届（第2号様式）を提出させたうえ、市長が別に定める期日までに申請に係る書類を提出させることができる。

#### (補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、適當と認めるものについて、スポーツ関係団体補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次に掲げる条件を付けて、当該補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 補助の対象となる事業の範囲は、第2条第2項に規定する事業とし、他の目的に使用してはならない。
- (2) 補助金交付の決定後速やかに事業に着手しなければならない。
- (3) 市又は関係機関が行うスポーツ事業へ協力しなければならない。

#### (変更交付の申請手続)

第5条 前条第1項の規定による補助金交付の決定の通知を受けたものは、当該事業の計画を変更しようとするときは、スポーツ関係団体補助金変更交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適當と認めるものについて、スポーツ関係団体補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により、通知するものとする。

#### (届出義務)

第6条 補助金交付の決定を受けたものは、当該事業を完了したときは、スポーツ関係団体事業完了届（第6号様式）及びスポーツ関係団体補助金事業実績報告書（第7号様式）（以下「事業実績報告書等」という。）を事業完了後30日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項に定める事業実績報告書等には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、第4条の規定により交付決定した日の翌月末日までとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、交付決定後速やかに別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならぬ。

(補助金の返還)

第9条 市長は、この要綱の規定により補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第2条第2項に規定する補助対象以外の目的で補助金を使用したとき
- (2) 第4条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき
- (3) 第6条の規定による届出をしなかったとき
- (4) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。